

# 令和8年6月から 入院時の食事療養費の負担額が 変更になります

国の健康保険法等の規定に基づき、令和8年6月より患者様のご負担金額が下記の通り変更となります。全医療機関共通の金額となりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

入院時食事療養費の標準負担額(患者様負担額)			
所得区分		令和8年5月まで	令和8年6月から
69歳までの患者様	70歳以上の患者様		
区分ア	現役並みⅢ	1食 510円 (1日3食 1,530円)	1食 <b>550円</b> (1日3食 <b>1,650円</b> )
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食 240円 (1日3食 720円)	1食 <b>270円</b> (1日3食 <b>810円</b> )
区分オ(長期該当)※	低所得Ⅱ(長期該当)	1食 190円 (1日3食 570円)	1食 <b>220円</b> (1日3食 <b>660円</b> )
	低所得Ⅰ	1食 110円 (1日3食 330円)	1食 <b>130円</b> (1日3食 <b>390円</b> )
指定難病・小児慢性特定疾病		1食 300円 (1日3食 900円)	1食 <b>330円</b> (1日3食 <b>990円</b> )

※長期該当は、入院日数が90日を超えた場合、お住いの市町村で申請をし認定を受けると食事代がお安くなります。原則、申請した翌月から該当となります。交付後、速やかに病院の窓口にご提示お願い致します。

(公財)鷹揚郷腎研究所 弘前病院